

年中組では、わが国の古典的な童話を教えることによって我が国の幼児としての教養をこの時期につちかっただと思われる。そして年長組で道徳の基礎的概念を教えて、この三つによって一応幼児期を完成しようとした気持がうかがわれ、この点も非常におもしろいと思われた。

幼稚園令制定に当って 関西保育界の動き

岡田正章

幼稚園令制定十周年の記念講演会で、幼稚園令公布当時文部省の担当局長であった関屋龍吉氏は、その頃を回顧して、幼稚園令制定のため長い間各方面から強い陳情運動を受けたが、それが東京よりも主に関西の方の熱心な運動によるものであったと述べている。関西保育界の動きが幼稚園令制定に当って大きな原動力となっていたことを示すものといえる。

幼稚園に関する規程が小学校令の一隅に寄生虫のように仮住いしているようでは、幼稚園の発展はおぼつかないと考えた関西保育界の動きは、明治四二年にその胎動がみられる。京阪神三市連合保育令雑誌の中から、新しく制定される幼稚園令の中にもられる内容についての期待が、大正十五年に公布された幼稚園令の内容となつて四つの点、すなわち幼稚園の普及をはかること、教育の資格待遇を高めること、幼稚園に託児所の機能をつけ加えること、保育内容の充実を期すことの各々を含んでいたと思われる。以下、この点

について考察しておきたい。

まず第一に幼稚園の普及については、欧米の保育事業と比較してわが国の現状が必ずしも満足すべきものでなく、特に義務教育年限の延長が実施されようとするに当って、幼稚園の中に廃止されるものさえあらわれていることを指摘し、幼稚園の将来が危いことを警告している。単独の勅令として幼稚園令を制定することが幼稚園に教育系統上正当な位置を与えるための形式的な条件であるとし、これによって社会の幼稚園に対する認識を深め、劣勢の現状を何とかきりぬけ、転じて積極的には小学校と同数の程度に幼稚園を普及させようとしていた。このためには、市町村は財政の許す限り公立幼稚園を設立し、また関係当局は私立幼稚園に助成金を支出するよう提案している。

第二に幼稚園の普及を図るためには、保母にすぐれた人材を得ねばならないとして、その待遇・資格の向上を期するよう提唱している。公立幼稚園長と保母が同じ資格をもちながら、公立小学校長と教員よりも低い待遇を受けていることに、関西保育界の人々は長い間当局への建議を続けてきていたが、一向に改善されないことに強い憤りをいだき、新たに制定される幼稚園令にこのことを確保しようとしていた。

次に幼稚園に託児所の機能をつけ加えようとする要求は、既に明治四四年に開かれた連合会第一八回大会において表明されている。すなわち、協議題として、「幼稚園ノ入園幼児ノ年令満三才ノ制限ヲ廢シ……」をかかげて、幼稚園が下層人民にその足手まといを除くよう利用できる施設となることを討議している。特に第一次世界大戦後は社会政策上の見地から幼稚園が改善されるよう提唱している。また託児所の増加という事実には直面しては、幼稚園と託児所

